

一宮市告示第361号

一宮市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月29日

一宮市長 中 野 正 康

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の結果
別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課
一宮市本町2丁目5番6号

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和８年５月２６日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は、下記のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、一宮市の住民でないもの（法人を含む。）から提出された意見及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年７月１日法律第５８号）第１３条第４項で準用する同法第１１条第２項の規定により効力を有しないため、省略した。

意見の要旨	左記の処理結果
な し	